

これまでの調査検討状況について

1. 本検討会の背景

(1) 狩猟鳥獣の見直しとモニタリングについての基本的考え方

- 狩猟鳥獣については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、その生息状況が悪化した際には、捕獲制限や狩猟鳥獣の指定解除等を行うことによって保護を図っている。
- 狩猟鳥獣の捕獲制限や指定解除等については、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改定に併せて、5年ごとに見直しを行うこととしている。
- 以上から、狩猟鳥獣の見直しの検討には、生息状況のモニタリングが不可欠である。また、特に生息数や分布の減少等、「生息状況が悪化したか」については、資源管理のために特に重要なモニタリング情報であると考えられる。

(2) 前回見直しに係る検討会での提言（平成 23 年度）

- モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣（特にウズラ、ヤマドリ、ヤマシギ）について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等に対して適切に指導すること。
- 情報収集のあり方等について検討すること。
また、狩猟鳥獣における外来鳥獣の位置づけについて、検討すること。
- ニホンジカ、ニホンザル、クマ類については、特定鳥獣保護管理計画による計画的な管理を推進すること。また、狩猟鳥獣についても、狩猟、有害捕獲、個体数調整を適切に組み合わせて対処すること。

上記提言を踏まえ、平成 24 年度に本検討会を設置し、次回（平成 29 年度）以降の狩猟鳥獣の見直しへ向けたモニタリングのあり方について検討を開始。

2. 本検討会での検討状況

(1) 狩猟鳥獣の情報収集のあり方等

狩猟鳥獣各種について、追加的モニタリングの必要性（優先度）を整理した上で、必要性（優先度）が比較的高い種について、次回見直し時の判断材料として追加すべきモニタリング情報や、その収集方法等の検討を実施した。

なお、本検討会では狩猟鳥獣の持続可能な資源利用を念頭に置いたモニタリングについて検討していることから、外来鳥獣である狩猟鳥獣については、追加的なモニタリングの必要性は高くないものと整理した。

(2) モニタリング手法の確立していない狩猟鳥獣のモニタリング手法の検討
ウズラ、ヤマドリ、ヤマシギについて、モニタリングのための試行調査の実施及びその調査結果に基づく手法確立への検討を実施した。

3. 狩猟鳥獣の情報収集のあり方等に係る調査検討結果（概要）

狩猟者の動向に係るアンケート調査や既存の調査情報の活用に係る検討等を実施した。その結果、次回見直し（平成 29 年度予定）にあたっては、見直しの判断材料として以下のような情報が多くの種で活用可能であると考えられた。

(1) 既存のモニタリング調査結果

環境省モニタリングサイト 1000 等、狩猟鳥獣を調査対象に含む既存調査の結果については、生息状況の動向把握に効果的な場合がある。このため、必要に応じてこれらの調査結果をモニタリング情報として活用することも有効である。

(2) 狩猟者の捕獲意欲や出猟の動向

捕獲数が減少している狩猟鳥獣については、生息状況だけでなく、狩猟者の捕獲意欲や出猟そのものの減少が大きく影響している可能性がある。このため、生息状況のモニタリングにおいては、狩猟者の動向についても狩猟鳥獣の見直し時に併せて把握し、モニタリング情報として活用することが重要である。

(3) 野生鳥獣情報システム（WIS）による捕獲位置情報

都道府県が毎年収集・報告する狩猟及び許可捕獲に係る捕獲位置情報が蓄積されてきていることから、これらの情報が、近年における狩猟鳥獣の分布情報として活用可能と考えられる。

また、「いきものログ」等、幅広く一般からの生息情報を収集するツールの整備が進んでおり、このようなツールの活用も効果的な場合があると考えられる。

4. モニタリング手法の確立していない狩猟鳥獣のモニタリング手法に係る調査検討結果（概要）

(1) ウズラ

繁殖期及び非繁殖期（越冬期）における生息状況の把握のための調査検討を平成 19 年度から継続して実施した。今年度までに調査手法が概ね確立されたため、調査手法マニュアル（案）を作成した。

(2) ヤマドリ

既存のモニタリング手法として、昭和 30 年代から各都道府県で継続している出合数調査があるが、調査結果の評価方法について改善の余地があると考えられたため、調査方法や結果の分析方法について検討を行った。

その結果、調査手法は都道府県でばらつきがあり、全国一律での評価より、地域別で動向を把握することが望ましいこと等が明らかとなった。

(3) ヤマシギ

非繁殖期（越冬期）における生息状況の把握のための試行調査を実施し、調査適期等の新たな知見が得られた。

また、今年度は繁殖期における試行調査を初めて実施したが、その調査手法が生息状況のモニタリングには適さないことや、調査の前提となるヤマシギの生態等に係る基礎的な知見が十分ではないことが示唆された。